

処 分 基 準

平成30年1月4日作成

法 令 名： 道路交通法
根 拠 条 項： 第77条第5項
処 分 の 概 要： 道路使用許可の停止又は取消し
原権者（委任先）： 警察署長(高速道路交通警察隊長)
法 令 の 定 め： ○ 道路交通法 第77条第6項（条件に違反した者に対する処分をしようとする ときの事前の弁明手続き）
審 査 基 準： 道路使用許可を与えた行為に係る場所を管轄する警察署長(高速道路交通警察隊長) は、当該行為に関して道路交通法第77条第1項の許可を受けた者が1に該当する場 合又は当該行為が2に該当すると認めた場合は、当該行為に係る道路使用許可を3に 応じて停止し、又は取り消すことができる。 1 道路交通法第77条第3項又は第4項の条件に違反したとき。 2 当該許可をした後、道路の交通や状況等の変化により、道路使用許可の審査基準 を満たさなくなった場合において、道路交通法第77条第4項に基づき同上第3項 により付した条件を変更したり、新たに条件を付したとしても道路使用許可の審査 基準を満たし得ないと認めるとき。 (停止、取り消しの実施基準) 3 当該行為が(1)に該当する場合は当該道路使用許可を停止し、(2)に該当する場 合は当該道路使用許可を取り消すことができる。 (1) 一定期間当該行為を停止することによって、停止解除後上記1及び2の条件に 該当しなくなると認められるとき（ただし、停止期間中は当該行為を許可してい る期間内に限られる。） (2) 当該行為を許可している期間中に上記1又は2の条件が解消されないと認めら れるとき。
問 合 せ 先： 許可を受けた警察署の交通課（高速道路交通警察隊交通規制課）
備 考：